

平成 31 年度 第 1 回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時

【場 所】 尼崎市役所 北館 4 階 4-1 会議室

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員

| | |
|-------|-------|
| 稲村 和美 | 市長／座長 |
| 松本 眞 | 教育長 |
| 濱田 英世 | 教育委員 |
| 仲島 正教 | 教育委員 |
| 礪田 雅司 | 教育委員 |
| 徳山 育弘 | 教育委員 |

関係者（尼崎市総合教育会議設置要綱第 5 条）

| | |
|-------|--------------------|
| 森山 敏夫 | 副市長 |
| 辻本 正樹 | こども青少年局長 |
| 白畑 優 | 教育次長 |
| 北垣 裕之 | 教育次長 |
| 能島 裕介 | こども青少年局兼教育委員会事務局理事 |
| 郷司 純子 | 医務監 |
| 高橋 利浩 | 学校教育部長 |
| 東 政信 | いじめ防止生徒指導担当課長 |
| 大前 仁哉 | 生涯、学習！推進課長 |

【事務局】 こども青少年局 こども青少年部 こども政策課

【資 料】 ・次第

- ・資料 1 尼崎市総合教育会議 構成員名簿
- ・資料 2 尼崎市立中学校における自死事案に関する調査報告書の概要
- ・資料 3 12 月 20 日に発生した中学校生徒自死事案に関する「尼崎市
いじめ問題対策審議会」（第三者委員会）の答申を踏まえた再
発防止に向けて
- ・資料 3-1 「再発防止策（案）」検証・改善サイクルの確立に向けて
- ・資料 4 尼崎市いじめ防止基本方針
- ・資料 5 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・資料 6 新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について
- ・資料 7 平成 31 年度 尼崎市 生涯、学習！推進指針
- ・資料 8 平成 31 年度向け 施策間連携ツール
- ・資料 9 子どもの育ち支援センターの概要

【次 第】 開 会

- 1 重大事態について
 - 2 教育振興基本計画の策定について
 - 3 平成 31 年度主要施策について
 - 4 その他
- 閉 会

稲村 それでは議題に入らせていただきます。議題 1 の「重大事態について」教育長から説明をお願いします。

松本 (資料説明)

稲村 では、ただいま教育長から議題 1 「重大事態について」の報告をいただきました。続いて、文科省が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第 10 「地方公共団体の長等による再調査」を行うかについて検討します。ガイドラインの第 10 「再調査を行う必要があると考えられる場合」の 4 項目を確認します。なお、「再調査を行う必要があると考えられる場合」の 4 項目とは、①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実がその後判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合となっています。では、教育委員会の考えをお聞かせください。

松本 まず①調査時に知りえなかった新しい重要な事実が判明した否か等でございますが、新しい事実は出ておりません。この調査の過程において、学校と教育委員会にある資料をすべて洗い出すように強く指示をし、チェックリストをつくり、すべての関係者に署名捺印をさせ、すべての資料は必ず出させるということをさせていただきました。必要な資料は夏までにすべて出された、と判断しております。

②調査事項について十分な調査が尽くされたか、及び③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされたか、についてでございます。この度の第三者委員会の調査は、在校生、保護者、教職員へのアンケートに加え、個別の聞き取り調査等を経て事実認定が丁寧になされているところでございます。またその都度第三者委員会がご遺族と相談をしながら調査をしております。教育委員会としては、第三者委員会への諮問事項については、この事実関係及びその経過に関する調査、本事案に対する学校や市教委の対応の検証、再発防止のための取組のあり方、各項目について丁寧なご評価をいただいたものと認識しております。

続きまして、④調査委員の人選の公平性・中立性でございます。本調査は、常設の「尼崎市いじめ問題対策審議会」を第三者委員会として位置付け、さらに数名の臨時委員を追加する形で立ち上げをさせていただきました。

各委員については、関係団体の推薦を得て選定し、またこの第三者委員会を立ち上げる前に、ご遺族にもメンバーについてご相談させていただきながら決定しており、公平性・中立性は保たれているものと認識しております。

最後に、地方公共団体の長等に対して、ご遺族から提出することができる所見の有無でございますが、ご遺族から、所見の提出はされないとお聞きしております。以上でございます。

稲村 ご遺族からの所見はないとの報告でしたが、市長事務部局においても、この第三者委員会の報告書について精査をさせていただきました。その結果を私から報告させていただきます。

まず、先ほどの調査項目①新しい重要な事実、については、教育長からの報告と同じく、新たな事実はないという認識でございます。

②、③調査事項等について十分な調査が尽くされていたかどうかですが、こちらにつきましても、これまでの様々なやりとりを踏まえ、丁寧な調査をしていただいたという認識でございます。

最後に④調査員の人選の公平性・中立性についてでございますが、調査員は常設の委員である学識経験者、弁護士、医師に加えまして、臨時委員としてさらに弁護士、精神科医を加えて調査が行われております。ガイドラインに示されておりますとおり、各職能団体の推薦を得るなど、適切な手続きを経て、選定されており、人選の公平性・中立性は保たれていると認識しております。

以上、私からも、適正で詳細な調査を公正、公平な人選の下、行っていただいたという認識をお示しさせていただきます。

では、ここまでの説明について、各委員からご意見があればお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(意見等なし)

意見は特になしということですので、それでは、教育委員会からの報告および市長事務部局での検討の結果を踏まえ、「再調査を行う必要があると考えられる4項目」にはいずれも該当しておらず、再調査は行わないことといたします。

続いて、「再発防止に向けた取組」について協議します。教育委員会からの説明を求めます。

松本
稲村

(資料説明)

非常に多岐にわたる取組になるかと思いますが、いずれにせよ、教育委員会を中心に取り組んでいくことに加え、市全体で取り組まなければならない課題だと認識しています。

特に自殺予防の取組として、子どもにかかるコミュニケーションスキルを向上させるような研修については、学校の先生方はもちろんのこと、市長事務部局の、子どもに関わる部局の職員や保健師等に加え、庁外の関係機関も含めて一緒に研修等を受けて、全体のスキルを向上させていきたいと思っております。

またこども青少年局、保健部、といった関連の深い部局と教育委員会とが、企画の段階から連携して進めていきたいと考えています。

本年10月には、子どもの育ち支援センター「いくしあ」と、ユース交流センター「あまぼーと」「アマブラリ」を新たに設置します。そこでは課題や困難を抱えた子どもたち、ご家庭への対応はもとより、青少年の居場所を作り、交流の場を提供することで、いじめの未然防止、早期発見にもつなげていきたいと考えているところです。

また今後、市と教育委員会・学校が連携して再発防止に向けて取り組んでまいります。取組が具体化していく中で、「尼崎市いじめ防止基本方針」についても今一度点検・見直しを行い、より現場で活用しやすいものに更新していくとともに、その内容についても周知徹底していきたいと考えています。

また、こうした取組の具体化については、当然予算措置等が必要なものも出てまいります。予算を所管する市長部局として、出来る限り迅速に取組が進むよう、しっかりと連携したいと考えています。

では、この再発防止に向けた取組につきまして各委員からご意見をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

濱田

教育現場で、毎日生徒と向き合っている教師であるからこそ、本当なら日々の生徒の細かなことをしっかりと現状把握していただかないといけな。そしてその情報が教師だけでなく、学校全体にも共有できる仕組み、体制作りが必要であると考えます。

教員には、今後なお一層、生徒の心に寄り添う指導を求めるとともに、保護

者とも密な連携や連絡、情報交換を行って、児童生徒が毎日楽しく過ごせる、学校に来たいと思えるような指導方法の改善を徹底してほしいと心から思っております。

仲島 今回、報告を聞きながら、何をしていたんだ、何を見ていたんだ、という気持ちを持っています。教員に対しても、学校に対してもそうだし、自分自身、教育委員会自身も大いに反省しなければいけない。こういうことを二度と起こしてはならないと思います。子どもの心の機微をちゃんと感じられる、そんな教師であってほしい、そのためにはもう少し先生たちにも、学校にもゆとりがないといけないと思います。そのために今回、色々な再発防止策がある中で、児童生徒と向き合える時間の確保ということで、スクール・サポート・スタッフの配置、スクールソーシャルワーカーが関わるための環境整備といったことが挙げられていて、これらは本当に大事なことです。もう一つ踏み込んで、いじめ担当教員を配置できないかと強く思います。兵庫県は、今までも生徒指導担当加配や児童生徒支援加配を行ってきましたし、震災後には、震災復興教員加配もありました。何かあった時に、その対処を専門的に行ってくれる人がいれば、学校運営が円滑になります。

再発防止策で挙げられている校内研修、いじめ問題対策審議会、カリキュラムの作成など、マニュアルを作って対策していくことも大切ですが、もっと専門的に対応できる教員がいて、そこから発信できたらもっといい。

教員の配置は県の権限だとは思いますが、県に呼びかけて要請していかないといけないし、一刻も早く、尼崎市としてできること、教員へのサポートや工夫をしていかないといけないと思います。

磯田 本来、子どもたちが楽しく過ごせる場所である学校で、今回こうした事件が起きたということで、再度学校の在り方を見直し、子どもたちが安心して過ごせる学校を第一に、指導していかねばならないと思っています。

また、「道徳」が教科化されていることもございますので、こういうことが二度と起こらないよう、道徳教育の充実を図りたいと思います。

もし先生方の相談が不十分だったならば、報告にあったスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員、また、それとは別に、子どもたちが気軽に相談できるように、ミマモルメなども活用しながら、第三者的に地域の方々に、学校と関わっていただけたらと思います。

徳山 今回、弁護士として、教育委員でありながら、こういった事態を防げなかったことについては、本当に重く受け止めています。とにかく今後は教育委員として、弁護士として、子どもを持つ親として、しっかりこの事件を心に刻みつけたいと思います。第三者委員会の報告は、本当に一つずつすべて、重要なことだと思います。これを一切無駄にすることなく、今回教育長が報告した再発防止策がきちんと機能するよう、しっかりと報告をまとめて、意見を述べ、改善に全力を尽くしたいと思います。

稲村 ありがとうございます。これから国、県に働きかける必要があることもありますが、本市ができるところからしっかりと迅速に取り組んでいきたいと思っています。

市としても、教育委員の皆さんには、本当にいろいろと学校現場に足を運んでいただき、感謝しておりますが、ぜひ教育委員会事務局と学校現場とが一緒になって、一丸となってやれるように、いただいたご意見を踏まえ、頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

では、今後の進め方、スケジュールについて確認したいと思います。教育委員会から説明をお願いします。

松本 (資料説明)

稲村 また、教育委員会のスケジュールに合わせ、総合教育会議の進め方についても確認します。再発防止に向けた取組は、当然これで終わりということはありませんし、第三者委員会からの指摘を全て漏れなく対応しているか、必要なことがきちんとできているかという検証を、教育委員会が設置する「尼崎市いじめ問題対策審議会」で、最低年4回は実施していくとのことですが、基本的には総合教育会議も、呼応する形で開催し、教育委員会と市長事務局がしっかりと連携して進めてまいりますし、報告していただくべきことがあれば総合教育会議に合わせてご報告いただくという形で進めていきたいと思っております。

場合によっては年4回より多くなるかもしれませんが、必要に応じて開催していきたいと考えております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、まだまだこれからが本番ですので、しっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

今回私自身も非常に調査の報告を重く受け止めておりますし、これを今後にどれだけ活かせるのかというところを、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして議題1「重大事態について」の協議は終わらせていただきます。

続いて議題2、教育振興基本計画について、教育長から説明をお願いします。

松本 (資料説明)

稲村 この総合教育会議は、こういった教育の取組に、ある種の民意、市民感覚といったものを反映させていくためのものでもあります。

教育委員会が策定する教育振興基本計画を踏まえて、総合教育会議で検討することで、この教育振興基本計画を、市長事務局が定める教育大綱とすることができるとなっています。

これまで、総合計画の教育施策の部分そのまま大綱とする形をとってきましたが、ご承知の通りこの間、非常に多くの教育関連施策が積み重なってきております。松本新教育長をお迎えして、様々な事案への対応をしっかりとやっていくとともに、この計画が、取組方針として、組織の財産として今後にも引き継がれていくように、今回、教育振興基本計画を改めてしっかりと作り上げていただきたい。

ただ、作ることが目的ではなく、しっかりとその計画をツールとして活用していけるよう、これを総合教育会議で協議させていただき、この新しい基本計画を市長が定める大綱という形で位置付けたいと考えております。

これもこれから議論が本格化するところですが、一緒に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議題3、平成31年度主要施策についてですが、こちらにつきましては、私から説明させていただきます。

(資料説明)

いずれにしても、予算執行を伴う事業については、年度中にも、しっかりと実務を進めながら、必要に応じて報告をさせて頂き、取り組んでまいります。

ではその他、ご意見はございませんでしょうか。

それでは本日予定しておりました議事については以上とさせていただきます。事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の開催については、日程調整の上、改めてご案内いたします。以上で終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上